

【11月23日更新】新型コロナウイルス関連情報（第71報）：DCの新たな措置

●バウザーDC市長は、DCの感染増加を受け、フェーズ2関連措置の規制強化を発表しました（11月25日発効）。

本日（11月23日）、ワシントンDCのバウザー市長は、DCにおけるCOVID-19感染拡大を抑え、必要な患者のための病床数を確保するためとして、新たな措置（市長令の修正）を発表しました。DCでは、本年6月22日に感染拡大抑制のための規制を「フェーズ2」まで緩和し、一部修正を加えながらこれを維持してきましたが、今回の措置はフェーズ2における規制を強化するものであり、その主な内容は以下のとおりです。

1. 非基幹的、非小売業のビジネス（市長令 II.）

テレワーク継続を強く奨励（strongly encourage）。

（注：修正前の市長令では、「to the extent that is consistent with their current business operation」としていた。）

2. レストランの要件（III.）

・レストランやその他の認可された飲食施設は午前0時まで営業可能であるが、酒類の販売・提供・消費は午後10時に終了しなければならない（テイクアウト及びデリバリーを除く）。

・レストランの屋内収容人数は50%から25%へ縮小する（12月14日（月）午前0時1分～）。

3. 大規模集会（V.）

〈屋外集会〉

上限50人から25人に縮小（過去の市長令に記載されている例外および屋外における礼拝サービスは規制対象外）

◎例外について（6月19日付市長令 XV.）

https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/page_content/attachments/Mayor%20Order-2020-075-06-19-20.pdf

〈屋内集会〉

2面を超える壁がある構造で行われる集会で、より具体的な規則（レストラン、礼拝所等）が示されていないものは、屋内集会として10人を超えることができない。

〈礼拝所屋内でのサービス〉

50%の上限を維持しつつ、一度に屋内礼拝に参加できる人数を100人から50人に縮小。いずれか少ない人数により実施が許可される。対面サービスではなく、バーチャルによるサービスが引き続き奨励される。

4. 社交的な集い（social gathering）（VI.）

屋内の社交的な集いは10人を越えてはならない（同一世帯の人数が10人を超える場合を除く）。この制限は、個人宅、寮、ホテル、アパート、コンドミニウム、コーポラティブハウス及びそれら恒久的・一時的住居のパーティールームまたはコモナルームに適用される。

5. ジム（VII.）

・ジム、個人トレーナー、その他の事業者やレクリエーションセンターは、屋内においてグループで行われる

全てのエクササイズ・クラスを停止しなければならない。

・ジム、個人トレーナー、その他の事業者やレクリエーションセンターは、屋外において25人以上のグループで行われる全てのエクササイズ・クラスを停止しなければならない。

6. 執行 (VIII.)

故意に違反した個人または団体は、罰金、営業の一時停止、または免許の取り消しを含む制裁措置や罰則を含む民事及び行政上の罰則の対象となり得る。

7. 発効日及び期間 (X.)

本令は、11月25日(水)午前0時1分から、12月31日までの間、または公衆衛生上の緊急事態宣言が延長される日の、どちらか後の日まで有効。

◎本日修正された市長令

https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/page_content/attachments/Mayor%27s%20Order%202020-119%20%2011-23-2020.pdf

◎会見資料

https://mayor.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/release_content/attachments/Situational-Update-Presentation_11-23-2020-v2.pdf

◎DC政府HP(フェーズ2)

<https://coronavirus.dc.gov/phasetwo>

(注)できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

(注)上記のほかにも、連邦・州・地方政府(郡、市など)レベルで感染拡大を抑制するための各種措置がとられています。特にお住まいの郡や市など地方政府が発信する情報には生活に密接に関わるものが多く含まれていますので、各自において最新情報の把握に努めてください。

※この領事メールは、DC・MD州・VA州の在留邦人および「たびレジ」登録者の皆様へ配信しています。

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所: 2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話: 202-238-6700(代表)

HP: https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

◎新型コロナウイルス関連情報はこちら

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html

◎領事メールのバックナンバーはこちら

https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_mail.html